

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：1 保育園，及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
72	<p>意見 2-1</p> <p>○ 保育料，及び入園料の見直しについて</p> <p>保育料，及び入園料は平成13年度に改定されているが，以後，その見直しは行われていない。受益者負担の適正化，及び私立幼稚園との格差是正の観点から定期的な見直しが必要なものと思われる。</p>	<p>保育料及び入園料について，10年以上見直しが行われていない実態を踏まえ，近隣市の例を調査し，適正な水準を捉え，見直しを検討いたします。</p> <p>(学務教職員課)</p>	<p>○措置済</p> <p>保育料及び入園料については，受益者負担の適正化及び私立幼稚園との格差是正を図るため，盛岡市立幼稚園保育料条例を改正し，平成30年4月1日から施行することとなっています。</p> <p>(学務教職員課)</p>